

各都道府県支部と本部を結ぶ

令和4年7月13日

随時発行

全国小売酒販政治連盟

東京都目黒区中目黒2-1-27

Tel 03 (3714) 0172

※速報版のため事後修正の可能性有り

酒政連だより

研修制度の堅持へ 街酒議連へ要望、議連としての対応求める

デジタル庁の見直し案の詳細は、同時配信の「FAX 旬報No.690号」をご参照ください。

デジタル庁より、議員立法の趣旨に反する酒類業組合法等の見直し案が公表されたことを受け、中央会は行政へ、政治連盟は6月21日に自民党「街の酒屋さんを守る国会議員の会」田中和徳会長（衆・神奈川10区）、坂本哲志幹事長（衆・熊本3区）、橘慶一郎事務局長（衆・富山3区）へ、当該見直し案に【反対】する緊急要望書を手交しました。

政治連盟の要望を受け、田中会長は「平成29年に我々が行った議員立法の趣旨に反する内容で容認できない。」とし、水口理事（中央会事務局長）同席のもと、デジタル庁担当者に再検討を求めました。

今後、政治連盟として、街酒議連総会の開催と、当該見直し案に反対の立場で議連から担当大臣への申入れを行うこと等を要望してまいります。

6月21日に手交した議連宛要望書は別紙をご参照ください。

全酒政第 20 号
令和 4 年 6 月 21 日

自由民主党 街の酒屋さんを守る国会議員の会
会 長 田中 和徳 殿

全国小売酒販政治連盟
会 長 吉田 精孝



デジタル庁の行う議員立法の趣旨に反する 酒類業組合法等見直し(案)に【反対】する要望書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より酒類小売業界に深いご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

先般デジタル庁により、法令などの点検・見直し作業を踏まえた「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(案)」が公表されました。また、併せて公表された「継続検討リスト」並びにデジタル庁から国税庁への説明において、議員立法の趣旨に反する酒類業組合法の解釈変更ともいえる以下のような見直し案が示されました。

- ① 「販売場ごとに酒類販売管理者を選任し、選任に際しては他の販売場に選任されていない者を選任すること」とする酒類業組合法の見直し

⇒(デジタル庁案) 他の販売場との兼任を可能とすることで、デジタル化を推進すべき

- ② 「酒類小売業者は酒類販売管理者の氏名及び酒類販売管理研修受講事績を記載した標識の掲示を義務」とする酒類業組合法施行規則の見直し

⇒(デジタル庁案) 書面掲示ではなく、ホームページ等に掲示させるべき

これら見直し案は、酒類の特殊性を鑑み酒類の適正な販売管理の確保を図る観点から、街酒議連所属の先生方をはじめ、各党の先生方の賛成により平成 28 年 5 月に成立した議員立法の趣旨に反するものであり、国民の健康の推進、アルコールの取扱いについて政府がリーダーシップを図るべきとする WHO の世界戦略等、世界的潮流とも逆行する内容であることは明らかです。

貴議員連盟として、政府に対し 酒類業組合法の解釈変更となる当該見直しを実施しないよう 申し入れいただきたく要望いたします。

謹白